広報文例

２６０字程度

三重県最低賃金が時間額７９５円に改定

三重労働局賃金室(☎津059-226-2108）

　三重県最低賃金は、平成２８年１０月１日から、２４円引き上げられて「時間額７９５円」になりました。

　この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

　また、最低賃金の引き上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度や最低賃金ワンストップ無料相談窓口（０１２０－３１１－６１５）を設けていますので、是非ご活用ください。　　　　―２６５字―

220字程度

**最低賃金が改定に**

三重県最低賃金は、平成２８年１０月１日から、２４円引き上げられて、時間額７９５円に改定されています。

この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

　なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

　また、最低賃金の引き上げに向けた中小企業支援のための業務改善助成金制度などの支援策がありますので、是非ご活用ください。

三重労働局賃金室(☎津059-226-2108）　―２２８字―

１６０字程度

**最低賃金が改定に**

三重県最低賃金は、１０月１日から、２４円引き上げられて、時間額７９５円になりました。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

また、最低賃金の引き上げに向けた中小企業支援のための業務改善助成金制度などの支援策がありますので、是非ご活用ください。

三重労働局賃金室(☎津059-226-2108）　―１６６字―